

第6期

**滝川市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画（案）**

平成27年度～平成29年度

**平成27年3月
滝川市**

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	2
3 総合計画等との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制等	3

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正	5
2 高齢者等の現状と将来推計	6

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念	18
2 基本方針と取組の方向性	18

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 介護予防と生活支援サービスの充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業	22
2 健康づくりによる介護予防の推進	29
3 その他の生活支援事業	31
4 家族介護者への支援の充実	35

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援	37
2 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	39
3 地域支えあい・地域見守り活動の強化	41

第3章 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

1 在宅医療・介護連携の推進	45
2 認知症施策の推進	46

第4章 高齢者の住まいの確保

1 公営住宅の整備	49
2 民間住宅の整備促進	49
3 福祉施設の充実	51

第5章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいづくり	53
2 高齢者生涯学習の充実（福寿大学）	54
3 高齢者の積極的な社会参加の促進（滝川市シルバー人材センター）	55

第6章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス（介護予防サービス）	56
----------------------	----

2	施設介護サービス	58
3	地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）	59

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込

1	日常生活圏域の設定	60
2	介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込	60
3	介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込	67
4	地域支援事業の提供量の見込	69
5	特別給付等	71

第2章 介護保険料について

1	介護保険料の設定	72
2	介護保険料の算定	73
3	介護保険料の将来推計	75

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

1	介護保険制度への理解と啓発の促進	76
2	介護保険サービスの量的確保	76
3	地域支援事業の確保	76
4	適正な介護認定の推進	76
5	保険者機能の強化	76
6	介護給付の適正化	77
7	低所得者の負担軽減対策の実施	77

参考資料

1	滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	81
2	滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿	83
3	策定経過	85
4	アンケート調査結果	86
5	用語集	159

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体として支える仕組みとして平成12年4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（平成37年）には団塊の世代が後期高齢者となり、2000万人を超えると見込まれており、医療・介護を取り巻く状況は大きな変化が予想されています。

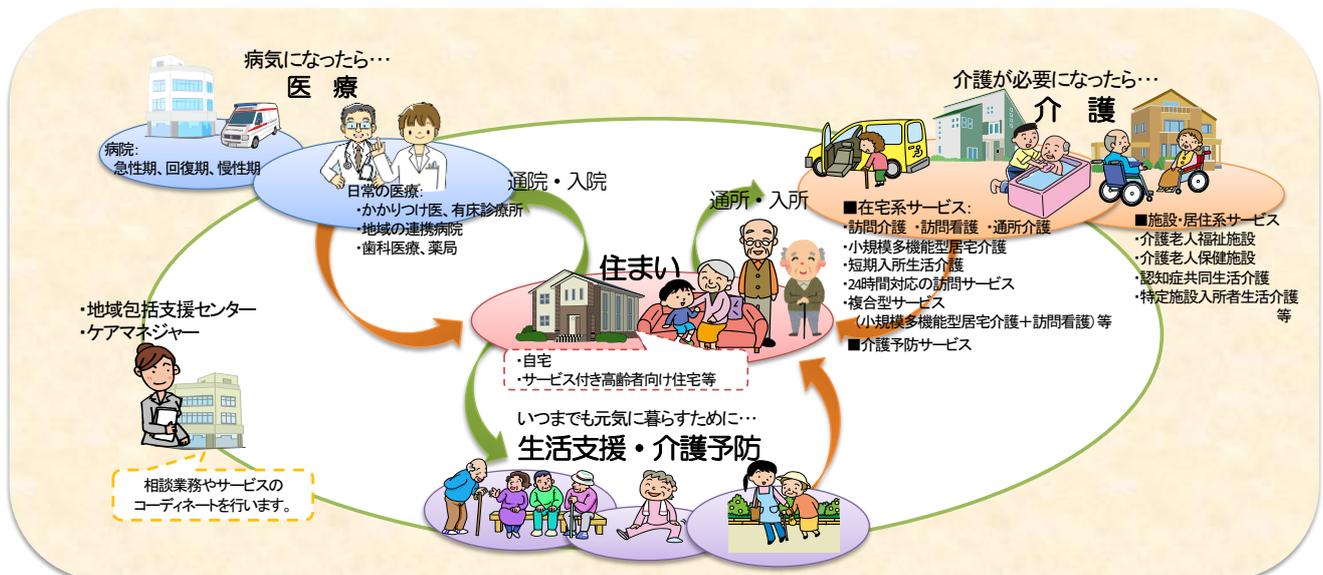
このような中で、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごすことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされており、その実現に向けて取組を本格化していくために、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」により、平成27年度から介護保険制度が大きく改正されます。

滝川市においては、65歳以上の高齢者数は、第5期計画開始の平成24年4月末12,134人から平成26年11月末13,000人と増加し、高齢化率も28.2%から31.0%と上昇しています。

今後も高齢化はますます進行することが予想され、特に75歳以上の後期高齢者数の増加が見込まれており、高齢者世帯数、認知症高齢者数も増加すると考えられます。

本計画は、介護保険制度の改正、滝川市の高齢化の状況を踏まえ、滝川市に住む高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を過ごすことができるように、また、持続可能な介護保険運営を目指し、介護予防の重点化を図り、2025年度の地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を本格化していくためのスタートの計画として策定するものです。

地域包括ケアシステムのイメージ



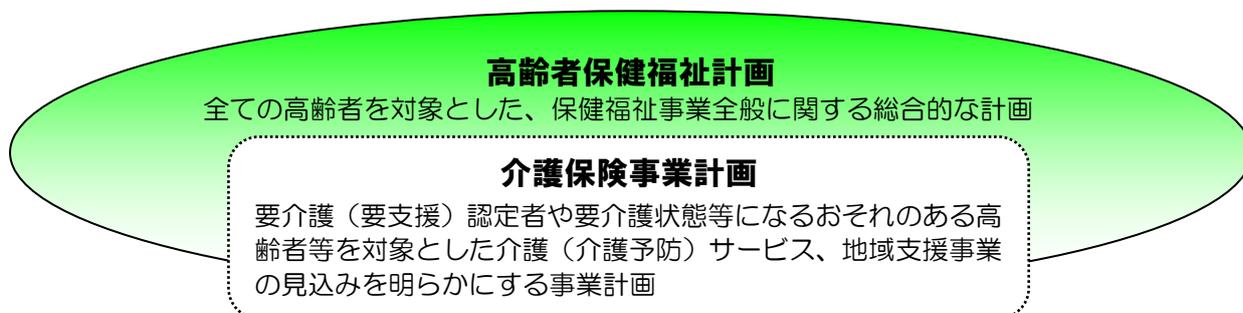
(資料：厚生労働省資料より作成)

2 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画を基に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の生活支援のためのサービス提供のほか、要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画であり、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにし、高齢者保健福祉計画に包含され介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

また、両計画は、一体の計画として作成することとされており、本計画については、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき北海道が策定する「第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を踏まえ策定しました。



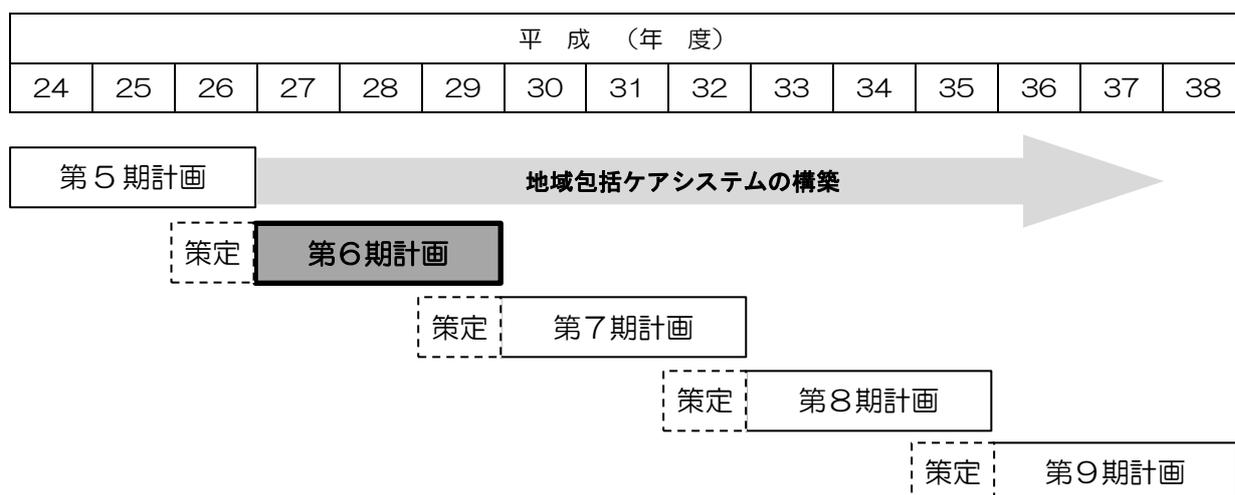
3 総合計画等との関係

本計画は、将来における滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（平成 24 年度～平成 33 年度）」と整合性を図る個別計画であり、他の保健福祉関連の個別計画である「滝川市障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」、「滝川市障がい者計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」、「第 2 次健康たきかわ 21 アクションプラン（平成 25 年度～平成 34 年度）」と連携・整合性を図るものとします。

4 計画期間

本計画は、3年を1期として作成することと定められており、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

なお、2025年度（平成37年度）までに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することが目標とされており、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築を目指すスタートとなる期間となります。



5 計画の策定体制等

(1) 計画策定及び進行管理の体制

本計画の策定に当たっては、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課を中心とした策定ワーキングにおいて作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、公募による被保険者からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、計画を策定しました。

計画の進行管理については、計画のフォローアップ及び次期計画に向けた見直しのため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を必要の都度開催し行います。

滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉団体の代表者及び医療職、学識経験者からなる市民組織で13組織・13人の委員で構成。広く市民の声を反映させるため、会議は原則公開

計画策定専門部会

滝川市保健医療福祉推進市民会議のうち6人の正規委員と、サービス提供者代表1人、被保険者代表として公募による第1号被保険者2人の委員を加えた計9人で構成

(2) アンケート調査の実施

① 高齢者等アンケート調査

高齢者（一般高齢者・要介護認定を受けている高齢者）及び介護サービス事業者に対して実施し、高齢者の生活実態やニーズの把握、高齢者福祉サービス・介護サービスに関する意識や介護サービス事業者の事業運営についての現状と今後の意向等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

② 日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域における高齢者の生活課題に関する調査を行い、どのようなニーズが、どれくらい存在するかを推計し、それに応じた介護保険サービスや市独自のサービス等を整備するための基礎資料としました。

区 分	高齢者等アンケート調査				日常生活圏域 ニーズ調査
	一般高齢者	居宅サービス(介護 予防サービス) 利用者	施設サービス 利用者	サービス事業者	
対象者	要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	要介護認定を受けている居宅サービス利用者	要介護認定を受けている施設サービス利用者	介護サービス提供全事業者(住宅改修を除く)	一般高齢者及び施設サービス利用者を除く要介護認定者
調査対象数	500 人 (対象者の 4.7%)	200 人 (対象者の 16.4%)	100 人 (対象者の 21.6%)	全事業者 (29 社)	400 人 (対象者の 3.2%)
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	4月の居宅サービス利用者から無作為抽出	4月の介護保険施設利用者から無作為抽出	全数(悉皆)調査	住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出
主な調査 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ 日常生活 ・ 見守り状況 ・ 健康・生きがい ・ 認知症や介護予防 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ 日常生活・生きがい ・ 見守り状況 ・ 健康・認知症予防 ・ サービス利用状況 ・ 今後の意向 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的属性 ・ サービス利用状況 ・ 今後の意向 ・ 高齢者福祉施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要 ・ サービス提供の現状と課題 ・ 経営状況 ・ 今後の意向等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族・生活状況 ・ 運動・転倒 ・ 口腔・栄養 ・ もの忘れ ・ 日常生活 ・ 社会参加 ・ 健康
回収数	316 人	121 人	58 人	25 社	230 人
回収率	(63.2%)	(60.5%)	(58.0%)	(86.2%)	(57.5%)

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正

2025年度（平成37年度）までの「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性を確保していくために、平成27年度から介護保険制度が大きく改正され、第6期の本計画において、新しい介護保険制度へ対応が求められています。主な制度改正の内容は、次のとおりです。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

地域包括ケアシステムの構築を図るため、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」が「地域支援事業」の「包括的支援事業」に位置づけられ、「地域ケア会議の推進」は平成27年4月から、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」については平成30年4月から、全ての市町村で取り組むこととされました。

(2) 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行

全国一律で行われている介護予防訪問介護・介護予防通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ移行し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の中で多様化を図り実施することとされ、全ての市町村は平成29年度末まで段階的に移行することとされました。

(3) 介護予防の機能強化

地域支援事業の一般介護予防事業において、リハビリ専門職*などを活用し自立支援に資する取組を推進することとされました。

(4) 特別養護老人ホームの重点化

既入所者は除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定することとされました。

(5) サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例の適用

有料老人ホーム*に該当するサービス付き高齢者向け住宅*を住所地特例の対象とすることとされました。

(6) 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行

定員18人以下の通所介護については、市町村に指定権限のある地域密着型通所介護とし、平成28年4月から施行とされました。

(7) 居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲

居宅介護支援事業者の指定権限が平成 30 年 4 月から市町村へ移譲することとされました。

(8) 低所得者の保険料軽減の拡充

給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大することとされました。

(9) 費用負担の公平化

一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、高額介護サービス費の自己負担限度額を医療保険の現役並み所得相当の人の月額上限 44,400 円に引き上げることとされたほか、低所得の施設利用者の食費・居住費の負担を軽減する「補足給付」の要件に資産を追加することとされました。いずれも平成 27 年 8 月からの施行とされました。

2 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口・世帯の推移

① 高齢者人口の推移と推計

平成 25 年及び 26 年 9 月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法*で将来人口を推計しました。

総人口が平成 26 年度 42,002 人から平成 29 年度 40,334 人と約 1,660 人程度減少が見込まれるのに対し、65 歳以上の第 1 号被保険者については、12,951 人から 13,281 人と 300 人余り増加し、平成 32 年度にピークを迎え 13,399 人と推計されます。

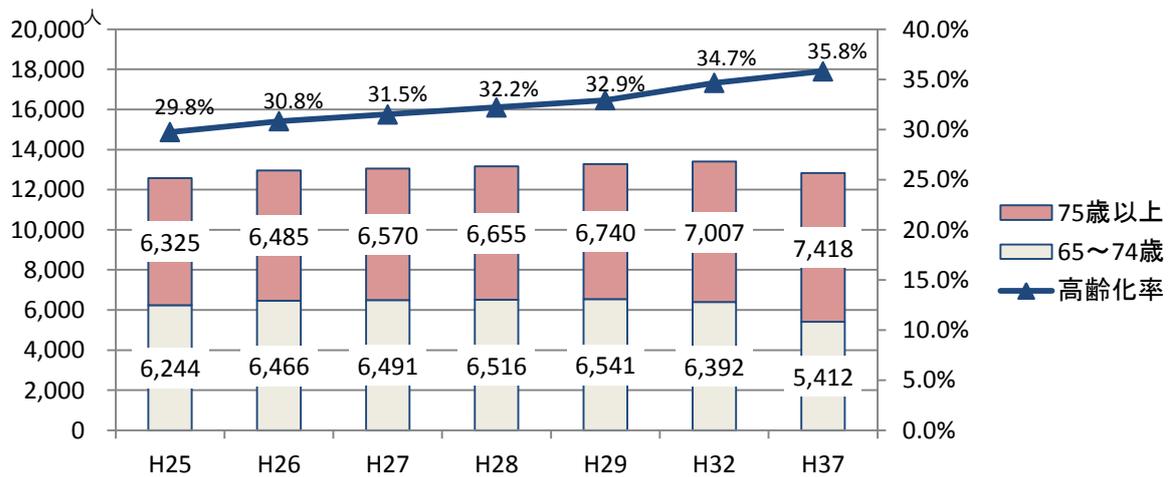
第 1 号被保険者の内訳を見ると、75 歳以上高齢者の増加が多く、下表では平成 37 年度まで増加すると見込まれています。

高齢化率は、人口の減少に伴い年々上昇し、平成 29 年度には約 33%、平成 37 年度には 36%近くにまで達すると見込まれています。

(単位：人)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H32 年度	H37 年度
人 口	42,243	42,002	41,446	40,890	40,334	38,672	35,826
第 1 号被保険者	12,569	12,951	13,061	13,171	13,281	13,399	12,830
65～74 歳	6,244	6,466	6,491	6,516	6,541	6,392	5,412
75 歳以上	6,325	6,485	6,570	6,655	6,740	7,007	7,418
第 2 号被保険者	14,619	14,304	14,049	13,794	13,539	12,868	12,002
40 歳未満	15,055	14,747	14,336	13,925	13,514	12,405	10,994
高齢化率	29.8%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%	34.7%	35.8%

(資料：住民基本台帳)



②高齢者世帯の推移

総世帯数は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成23年3月末から平成26年3月末までの3年間で約700世帯増加し、平成26年3月末で総世帯数に占める割合は43.5%でした。

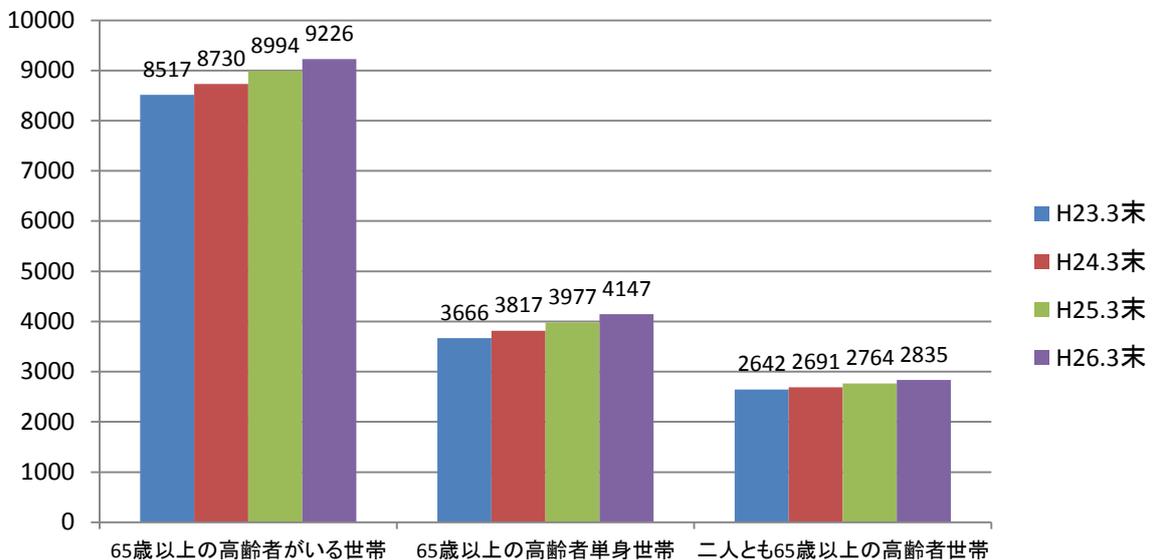
また、単身世帯と高齢者夫婦世帯の65歳以上の高齢者で構成される世帯も増加しており、平成26年3月末で約7000世帯、65歳以上の高齢者がいる世帯の75.6%を占めています。

今後も65歳以上の高齢者で構成される世帯は増加することが予想されます。

(単位：世帯)

	H23.3末	H24.3末	H25.3末	H26.3末
総世帯数	21,302	21,331	21,274	21,213
65歳以上の高齢者がいる世帯	8,517	8,730	8,994	9,226
総世帯数に占める割合	40.0%	40.9%	42.3%	43.5%
65歳以上の高齢者単身世帯	3,666	3,817	3,977	4,147
総世帯数に占める割合	17.2%	17.9%	18.7%	19.5%
二人とも65歳以上の高齢者世帯	2,642	2,691	2,764	2,835
総世帯数に占める割合	12.4%	12.6%	13.0%	13.4%

(資料：住民基本台帳)



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

平成 26 年 9 月末における男女別・年齢別人口に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、これを将来の性別・年齢別人口に乗じて認定者数を推計しました。

認定者数は平成 26 年度から平成 29 年度までに 226 人増加すると見込み、伸び率は 9.9% となっています。

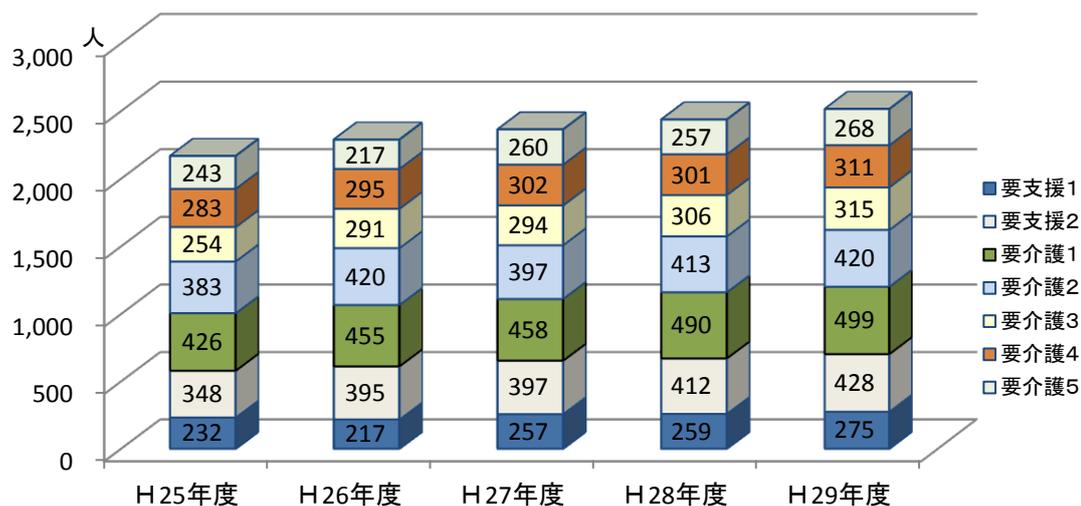
40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者を除く認定率は、平成 26 年度 17.3%から平成 29 年度は 18.4%に増加すると見込まれます。

(単位：人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
要支援1	232	217	257	259	275	310	326
要支援2	348	395	397	412	428	440	446
要介護1	426	455	458	490	499	535	565
要介護2	383	420	397	413	420	446	474
要介護3	254	291	294	306	315	336	358
要介護4	283	295	302	301	311	335	362
要介護5	243	217	260	257	268	295	318
合計	2,169	2,290	2,365	2,438	2,516	2,697	2,849
第1号被保険者	2,113	2,235	2,300	2,368	2,439	2,618	2,776
第2号被保険者	56	55	65	70	77	79	73

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
第6期計画	16.8%	17.3%	17.6%	18.0%	18.4%	19.5%	21.6%
第5期計画	16.3%	17.0%					

※第 2 号被保険者は除く。



(3) 高齢者の状況

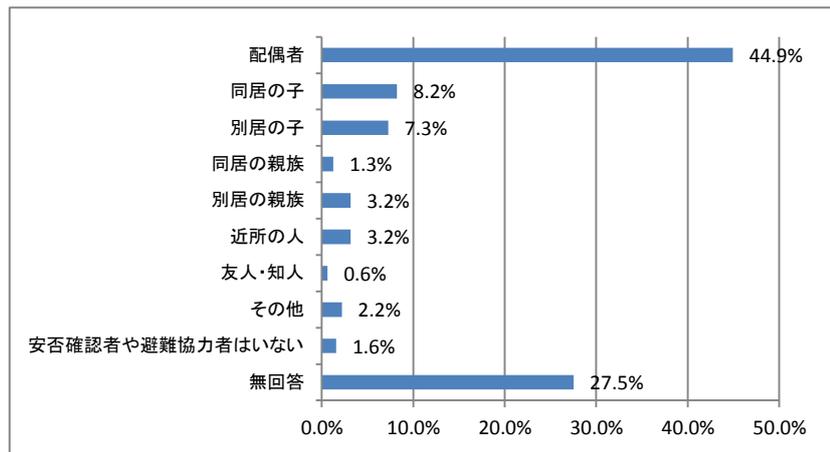
①見守り・介護の状況

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

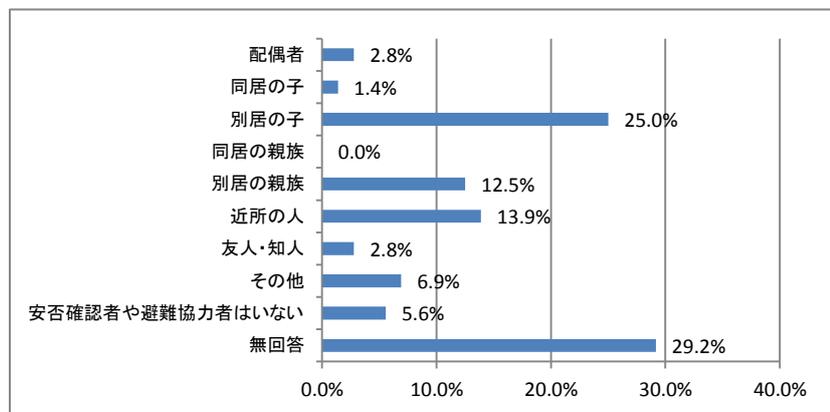
一般高齢者の見守りについては、「配偶者」が44.9%で最も多く、子どもや親族も含め身内による安否確認が約65%となっています。

1人暮らしの人については、「別居の子」25.0%、「別居の親族」12.5%など身内による安否確認が約4割ですが、「近所の人」など身内以外の安否確認が約24%とその割合は多くなっています。

一般高齢者の
見守り状況



1人暮らしの
一般高齢者の
見守り状況



イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

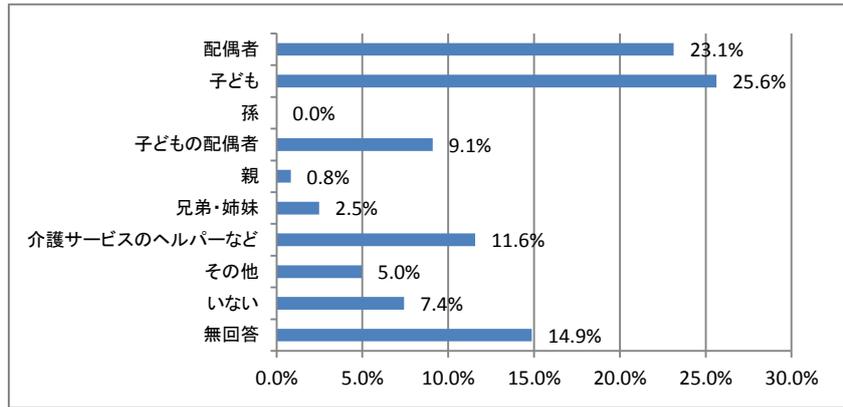
居宅サービス利用者の主な介護者は、「子ども」が25.6%と最も多く、次いで「配偶者」が23.1%、「介護サービスのヘルパーなど」が11.6%となっています。

主な介護者の年齢は、「65歳未満」が42.6%と最も多くなっていますが、65歳以上の介護者の割合は約47%、75歳以上の介護者の割合が約20%と、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合も高くなっています。

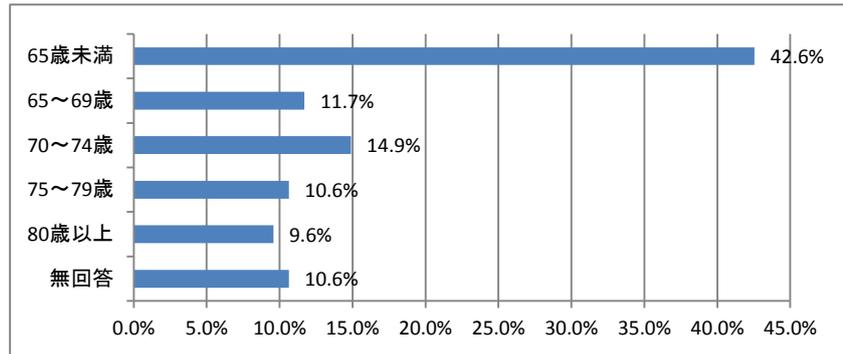
主な介護者の健康状態は、おおむね健康が約49%となっていますが、約40%が「健康に不安がある」「病気や障害がある」となっています。

1人暮らしの人の介護者については、「介護サービスのヘルパーなど」が19.0%、「介護者がいない」が16.7%となっていますが、「子ども」など親族による介護が約36%となっています。

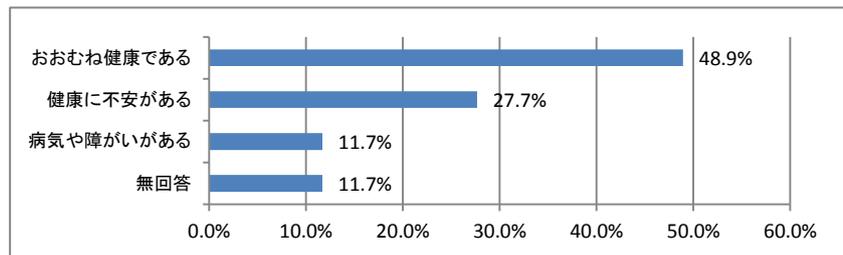
主な介護者



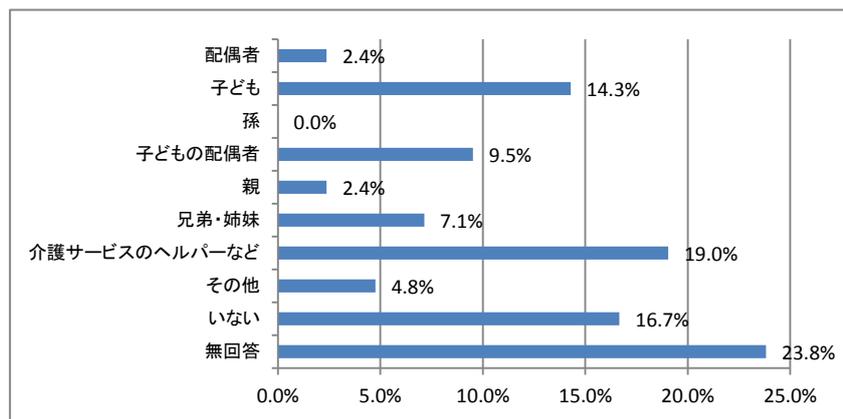
主な介護者の
年齢



主な介護者
の健康状態



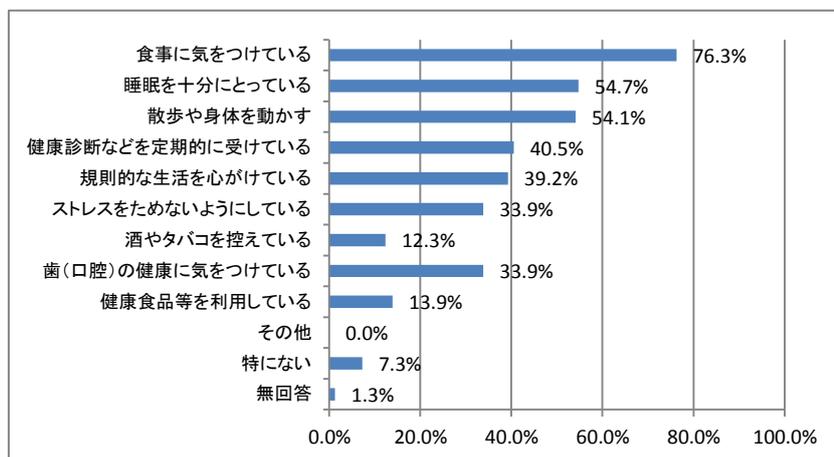
1人暮らし
高齢者の
主な介護者



②健康維持・介護予防の取組状況（一般高齢者アンケート調査より）

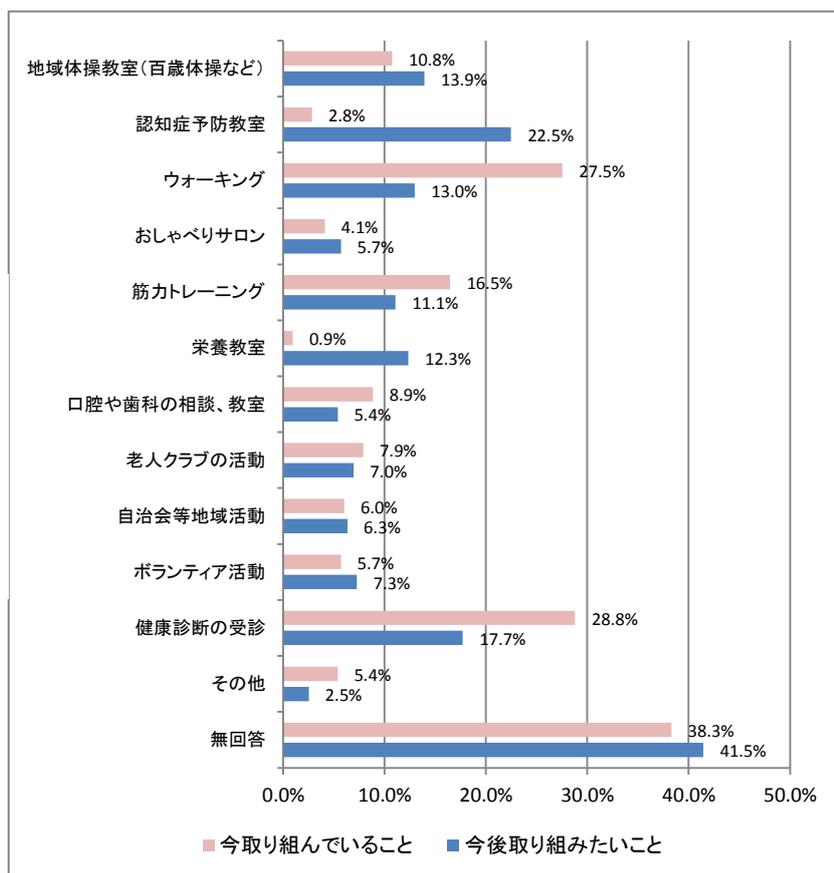
一般高齢者が健康のために気を付けていることについては、「食事に気を付けている」が76.3%と最も多く、次いで「睡眠を十分にとっている」54.7%、「散歩や身体を動かす」54.1%となっていますが、他の「健康診断などを定期的を受けている」「規則的な生活を心がけている」「ストレスをためないように生活している」「歯の健康に気を付けている」の割合も比較的高く、健康に気遣って生活されていると考えられます。

一般高齢者の
健康維持の
取組状況
(複数回答)



一般高齢者が元気であり続けるため、また、介護予防のために取り組んでいることについては、無回答を除き、「健康診断の受診」が28.8%、「ウォーキング」が27.5%と割合が高く、また、今後取り組みたいことについては、「認知症予防教室」が22.5%、「健康診断の受診」が17.7%と高くなっています。

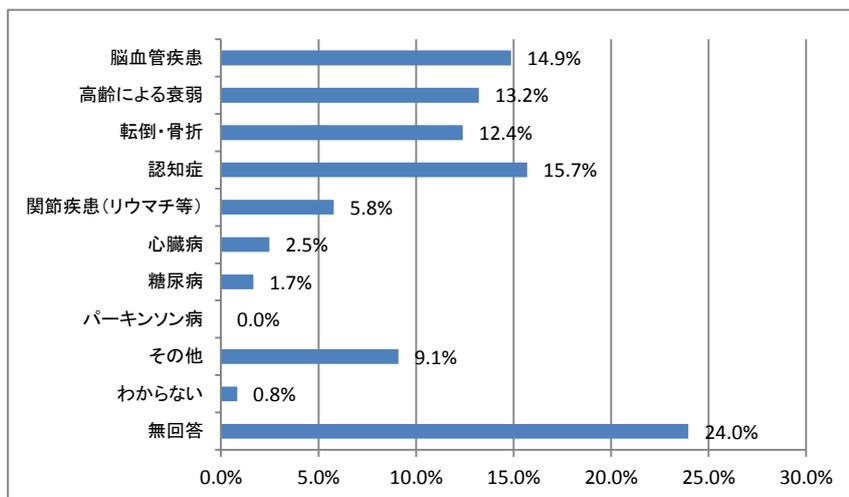
一般高齢者の
介護予防の
取組状況と
取組の意向
(複数回答)



③要介護（要支援）の原因（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が要介護状態になった原因は、無回答を除き、「認知症」が15.7%と最も多く、次いで「脳血管疾患」、「高齢による衰弱」「転倒・骨折」となっています。

居宅サービス
利用者の
要介護の原因



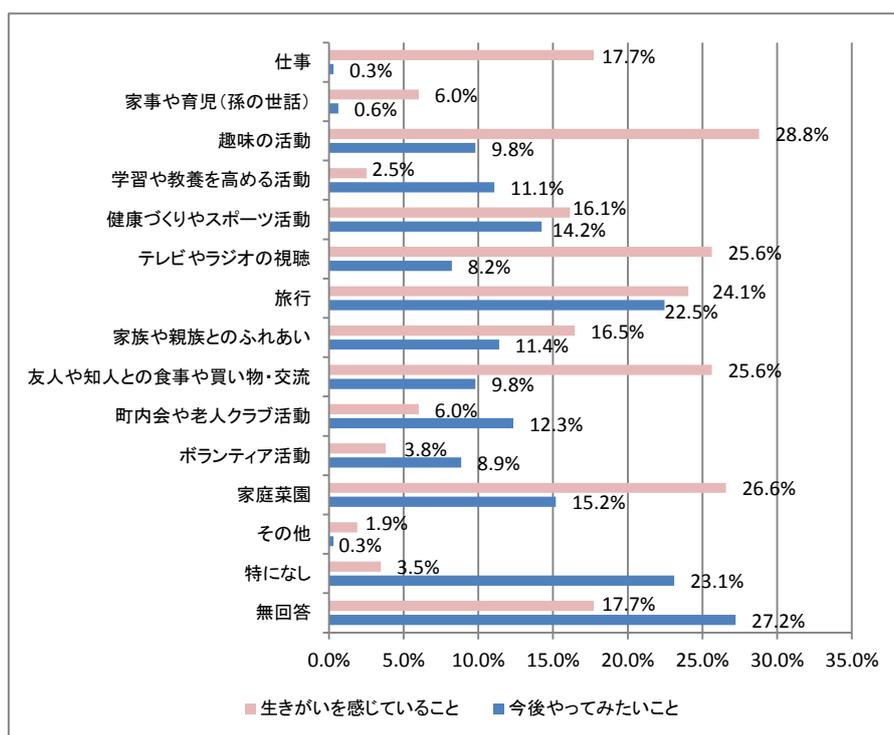
④生きがいづくり

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

一般高齢者が「生きがいを感じること」については、「趣味の活動」が28.8%と最も多く、次いで「家庭菜園」26.6%、「テレビやラジオの視聴」「知人や友人との食事や買い物・交流」25.6%となっています。

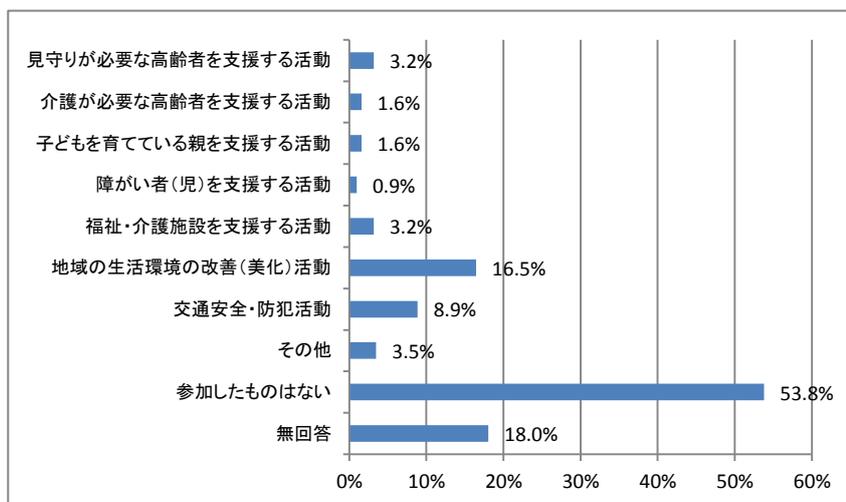
「今後やってみたいこと」については、「特になし」が23.1%と最も多く、「旅行」22.5%、「家庭菜園」15.2%となっていますが、「生きがいを感じていること」と比べ、「町内会や老人クラブ活動」「ボランティア活動」の地域での活動に取り組んでみたいという人の割合が高くなっています。また、「特になし」「無回答」が5割を超えています。

一般高齢者の
生きがいと
今後の意向
(複数回答)



一般高齢者のこの一年間の地域活動への参加状況については、「参加したものはなし」が53.8%と最も多く、地域活動の中で最も割合が多いのは「地域の生活環境の改善(美化)活動」の16.5%となっています。

一般高齢者の
地域活動への
参加状況

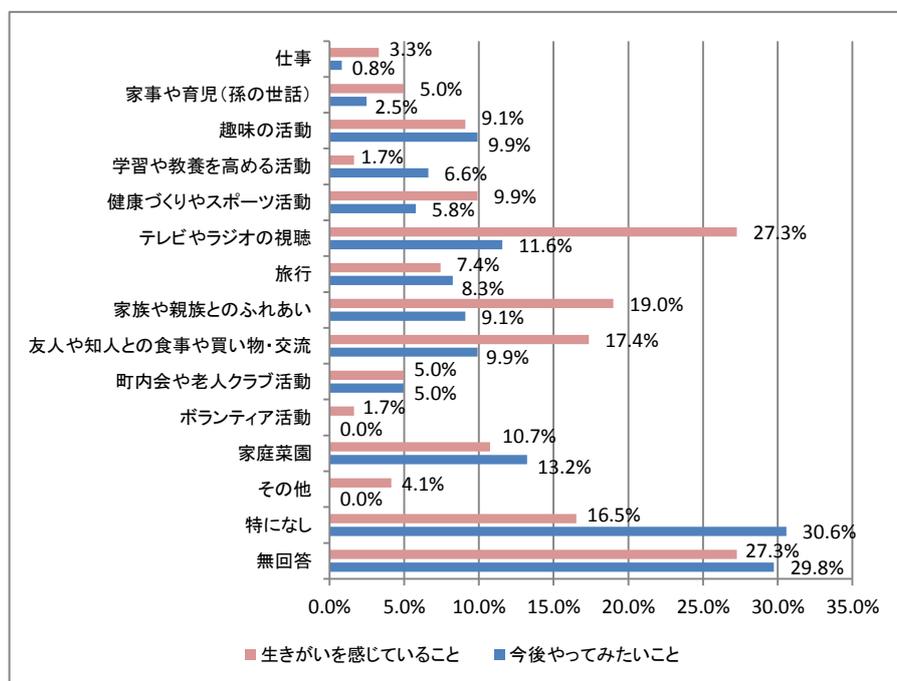


イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が生きがいを感じることは、「テレビやラジオの視聴」が27.3%と最も多く、次いで、「家族や親族とのふれあい」が19.0%、「友人や知人との食事や買い物・交流」が17.4%となっています。

また、今後やってみたいことについては、「特になし」が30.6%と最も多く、次いで「家庭菜園」が13.2%、「テレビやラジオの視聴」が11.6%となっています。

居宅サービス
利用者の
生きがいと
今後の意向
(複数回答)



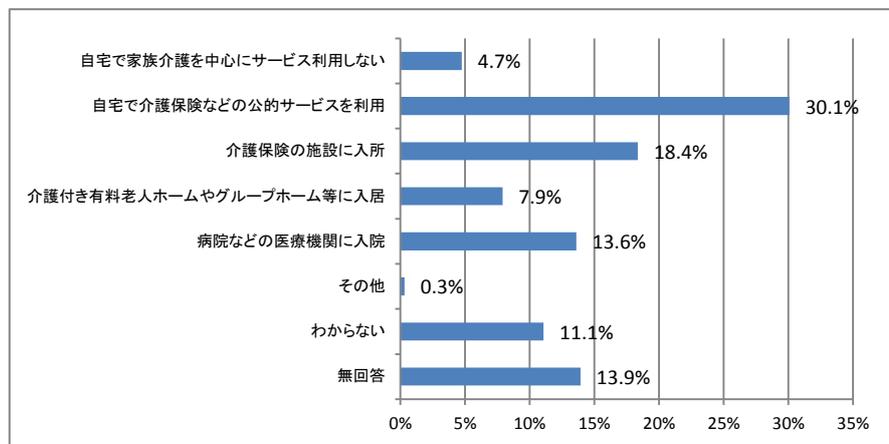
⑥介護サービスに対する意向

ア 一般高齢者（一般高齢者アンケート調査より）

一般高齢者が介護を受けることになったときに望む生活については、住まいとして自宅と施設で分けた場合、「自宅での生活」が34.8%、「施設や病院などに入所・入院」は39.9%とな

っています。また、「自宅で介護保険などの公的サービスを利用」が30.1%、「介護保険の施設に入所」が18.4%、「介護付き有料老人ホームやグループホームに入居」が7.9%と、介護保険の利用を合計で56%の人が望んでいます。

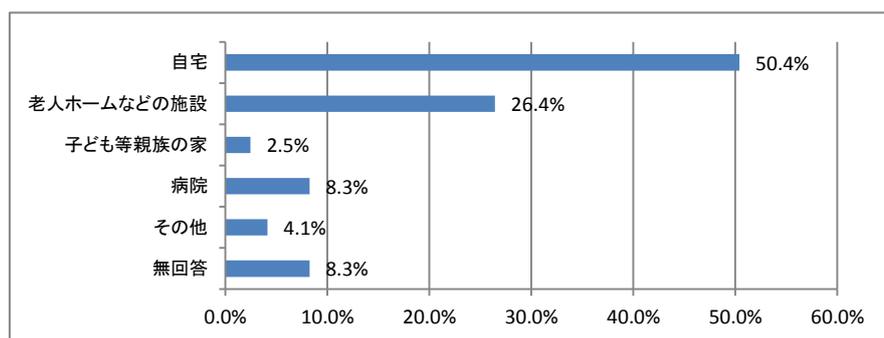
一般高齢者の
介護サービス
に対する意向



イ 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅サービス利用者が今後介護サービスを受けたい場所については、約5割の人が「自宅」で受けたいと回答しています。次いで「老人ホームなどの施設」が26.4%となっています。

居宅サービス
利用者の
介護サービス
に対する意向

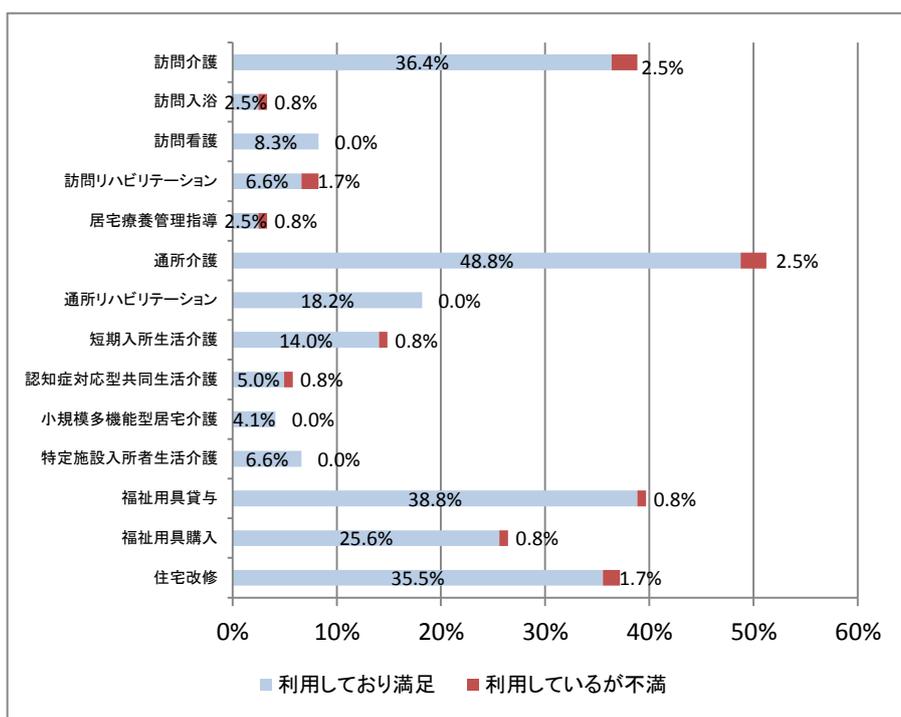


◎介護サービスに対する満足度

ア 居宅サービス利用者（居宅サービス利用者アンケート調査より）

居宅介護サービスの利用状況の上位3つは、「通所介護」が51.3%、「福祉用具貸与」が39.6%、「訪問介護」が38.9%となっています。満足度については、利用されている人のほとんどが満足されていると考えられます。

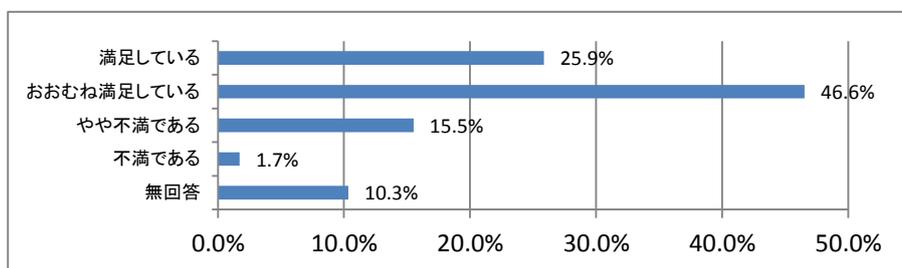
居宅サービス
利用者の利用
介護サービスの
状況と評価



イ 施設サービス利用者（施設サービス利用者アンケート調査より）

施設サービス利用者が入所している施設の満足度については、「満足している」が合計で72.5%で、「不満である」の17.2%を大きく上回っています。

施設サービス
利用者の利用
介護サービスの
評価



⑦認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が平成23年3月末から約250人増加し、平成26年3月末1,385人となっており、高齢者数に占める割合、介護認定者数に占める割合がともに増加しています。

(単位：人)

	65歳以上 高齢者数 a	介護認定者数 (65歳以上) b	認知症自立度 Ⅱ以上 c	高齢者数に 占める割合 c/a	介護認定者数 に占める割合 c/b
平成23年3月末	11,820	1,909	1,136	9.6%	59.5%
平成24年3月末	12,097	1,946	1,173	9.7%	60.3%
平成25年3月末	12,445	2,064	1,289	10.4%	62.5%
平成26年3月末	12,776	2,190	1,385	10.8%	63.2%

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票)

⑧介護事業所の従業員の状況（サービス事業者アンケート調査より）

介護職員、看護職員、事務職の半数以上は、非正規職員・非常勤職員となっています。

離職者を勤務年数別に見ますと、雇用形態に関わらず1年未満の離職は4割程度、3年未満で6割程度と、早期に離職する割合が高いと言えます。

（単位：人）

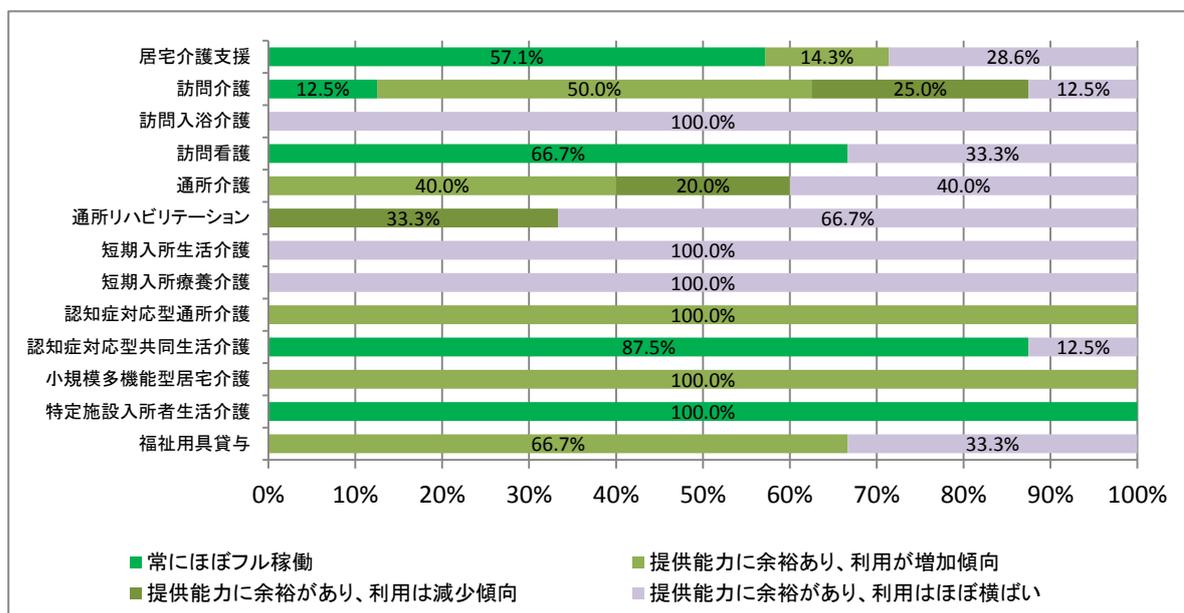
区 分	常 勤				非 常 勤		合 計	
	正規職員		非正規職員					
管理者	41	93.2%	3	6.8%	0	0.0%	44	100%
介護支援専門員* (ケアマネージャー)	31	75.6%	5	12.2%	5	12.2%	41	100%
介護職員	185	44.7%	137	33.1%	92	22.2%	414	100%
看護職員	31	41.9%	19	25.7%	24	32.4%	74	100%
販売・営業	17	100%	0	0.0%	0	0.0%	17	100%
事務職	13	46.4%	12	42.9%	3	10.7%	28	100%
その他	6	24.0%	11	44.0%	8	32.0%	25	100%

（単位：人）

区 分		採用者数	離職者数		(勤務年数別内訳)					
					1年未満		1~3年未満		3年以上	
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	正規職員	8	6	100%	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%
	非正規職員	1	1	100%	1	100%	0	0.0%	0	0.0%
	非常勤職員	1	0	0%	0	0	0	0	0	0
介護職員	正規職員	33	25	100%	10	40.0%	5	20.0%	10	40.0%
	非正規職員	42	35	100%	14	40.0%	10	28.6%	11	31.4%
	非常勤職員	28	23	100%	7	30.4%	5	21.8%	11	47.8%

◎介護事業所のサービスの状況（サービス事業者アンケート調査より）

「居宅介護支援」「訪問看護」「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」は、「常にフル稼働」が過半数となっており、「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入所者生活介護」については、利用のニーズが高く満床に近い状態になっていると考えられます。



第3章 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進し、持続可能性のある介護保険制度を維持していくため、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

市民の介護予防意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 基本方針と取組の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本方針と取組の方向性を設定します。

(1) 介護予防と生活支援サービスの充実

■基本方針

高齢者が健康で活動的な生活を営むことのできるように、介護予防や生活支援サービスを充実します。

■取組の方向性

- ①介護認定者の割合が高い後期高齢者人口の増加が見込まれる中で、将来的に介護保険制度を維持するため、要介護認定には至らない高齢者も含め介護予防の取組を強化し、介護認定率の伸びの抑制を図ります。
- ②高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、専門的な介護サービスに加え、地域ボランティアや団体など多様な主体による生活支援サービスの提供を推進します。
- ③介護が必要な状態になっても、高齢者が自立して生活を送ることができるように、生活行為の改善に対する指導・支援を推進します。
- ④高齢者自らの健康意識の向上と、高齢期になる前の生活習慣病予防・介護予防に向けた健康づくりを推進します。
- ⑤家族介護者の負担を軽減するため、家族介護者支援対策を推進します。

(2) 地域生活支援体制の整備

■基本方針

地域ボランティアや団体の協力のもと、高齢者の日常生活支援の充実に努め、地域で支えあうコミュニティづくりを推進します。

■取組の方向性

- ①市民に身近な介護の相談機関、地域包括ケアシステム実現の推進機関として、地域包括支援センターを充実します。
- ②多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源を活用・発掘し、地域のサービス提供体制を整備します。
- ③高齢者の生きがいづくり、介護予防のため、生活支援サービスの担い手として、高齢者の参加を推進します。
- ④高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の関係機関が連携した地域の支えあい・見守り活動を推進します。

(3) 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

■基本方針

介護と医療の両方が必要となる高齢者の増加を踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進するとともに、認知症の予防と早期発見、状態に応じた適切な対応を促進します。

■取組の方向性

- ①医療機能の分化推進の動きを踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進し、在宅療養支援を充実します。
- ②認知症の早期発見、早期対応を図る体制を強化するとともに、認知症予防、認知症高齢者が安心して暮らせる取組を充実します。

(4) 高齢者の住まいの確保

■基本方針

高齢者のニーズに応じて高齢者向け住まいが適切に提供される環境の確保に努めます。

■取組の方向性

高齢者向け住まいを確保するため、市営住宅の高齢者対応の建替や老朽化した緑寿園の建替の整備を推進するとともに、民間の高齢者向け賃貸住宅の普及を推進します。

(5) 社会参加と交流の推進

■基本方針

高齢者が生きがいをもって安心して健康的な暮らしを送ることができるように、高齢者の社会参加を促進します。

■取組の方向性

高齢期になっても、生きがいを感じ充実した生活を送れるよう、仲間づくり、世代間交流、生涯学習、地域活動に取り組める環境づくりを推進します。

(6) 介護サービス・介護予防サービスの充実

■基本方針

住み慣れた地域で生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

■取組の方向性

認知症高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスや居宅介護サービスなど在宅サービスの充実を図ります。

<基本理念>

市民の介護予防意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

<基本方針>

- 1 高齢者が健康で活動的な生活を営むことのできるように、介護予防や生活支援サービスを充実します。
- 2 地域ボランティアや団体の協力のもと、高齢者の日常生活支援の充実に努め、地域で支えあうコミュニティづくりを推進します。
- 3 介護と医療の両方が必要となる高齢者の増加を踏まえ、在宅医療・介護の連携を推進するとともに、認知症の予防と早期発見、状態に応じた適切な対応を促進します。
- 4 高齢者のニーズに応じて高齢者向け住まいが適切に提供される環境の確保に努めます。
- 5 高齢者が生きがいをもって安心して健康的な暮らしが送ることができるように、高齢者の社会参加を促進します。
- 6 住み慣れた地域で生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

1 介護予防と生活支援サービスの充実

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②健康づくりによる介護予防の推進
- ③その他の生活支援事業（友愛訪問、配食など）
- ④家族介護者への支援の充実

2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援
- ②生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ③地域支えあい・地域見守り活動の強化

3 地域包括ケアシステム構築のための重点的な取組

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進

4 高齢者の住まいの確保

- ①公営住宅の整備
- ②民間住宅の整備促進
- ③福祉施設の充実

5 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり
- ②高齢者生涯学習の充実
- ③高齢者の積極的な社会参加の促進

6 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス（介護予防サービス）
- ②施設介護サービス
- ③地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）